


## 最低制限価格の設定基準の見直しについて

このことについて、「最低制限価格制度事務取扱要領」の一部を改正し、設定基準を見直しましたのでお知らせします。

なお、この基準は令和4年4月1日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が500万円を超える工事又は予定価格が250万円を超える委託業務に限る。）の入札から適用します。

現 行		改正後
【第3条第1項第1号】 工 一般管理費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額		【第3条第1項第1号】 工 一般管理費の額に10分の <u>6.8</u> を乗じて得た額

※詳しくは「最低制限価格制度事務取扱要領」をご確認ください。